

## 令和5年第9回教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 令和5年7月28日（金）13時30分から14時50分
- 2 会 場 教育委員会 会議室
- 3 出席者 浅井教育長・萩原教育長職務代理者・小西委員・  
西田委員・頭島委員・教育次長（管理担当）・  
教育次長（指導担当）・参事（生涯学習担当）・  
管理課長・学校教育課長・体育振興課長・人権教育推進室長

教育長 : 定刻が参りましたので、ただ今より令和5年第9回相生市教育委員会定例会を開会させていただきます。

教育長 : 議事録署名委員の指名を行います。西田委員にお願いします。

教育長 : 事務局 出席職員の報告をお願いします。

管理課長 : 本日、両教育次長、生涯学習担当参事、各課長、書記としまして管理課副主幹が出席しております。以上でございます。

教育長 : 経過報告をさせていただきます。まず、教育次長 管理担当 お願いします。

教育次長 : それでは、所管の管理課、生涯学習課、体育振興課における令和5年(管理担当) 6月29日から7月27日までの主な内容について、別添資料に沿って経過報告いたします。

(経過報告に基づき以下の事業について概要説明)

6/30 小中学校適正配置計画地域説明会(相小地区)

7/4 コスモストーク (~8/3)

相生市スポーツフェスティバル実行委員会

7/10 小中学校適正配置計画地域説明会(若小地区)

7/14 小中学校適正配置計画地域説明会(矢小地区)

相生市スポーツ推進審議会

7/15 親育ち講演会

7/22 なぎさシネマ

7/25 決算審査

教育長 : 続いて、教育次長 指導担当 お願いします。

教育次長 : 私からは、学校教育課、人権教育推進室関連の経過報告をいたします。(指導担当)

(経過報告に基づき以下の事業について概要説明)

7/1 市内夏季総合体育大会 (~7/3)

7/4 学校訪問 (矢野小)

7/5 たんぼぼの会 はじめの会

7/7 教科書展示会最終日 (6/21~)

7/13 第1回学校教育推進研修会

- 7/15, 16 西播夏季総合体育大会  
7/20 終業式（幼小中）  
結核対策委員会  
7/21 第2回学校教育推進研修会  
7/24 人権施策協働推進ガイドライン推進連絡会  
7/27 相生市不登校対策連絡協議会

教育長 : 説明は終わりました。その他事務局より追加の説明はありますか。

管理課長 : 特にございません。

教育長 : 確認ですが、7月20日の結核対策委員会において、児童生徒それから教員について検討を要する対象は0件ですね。

教育次長 : はい、検討を要する対象は、ありませんでした。  
(指導担当)

教育長 : わかりました。

教育長 : ここで、お配りしている「矢小だより」をご覧ください。こちらでは、「租税教室」の講師として授業をされた小西委員が掲載されています。この時の様子について、小西委員からお話をいただけますでしょうか。

小西委員 : 教育委員としてではないのですが、納税協会の会長の時に、「租税教室」の講師をする研修を受けましたので、西播磨の色々な学校へ行かせていただいています。今回は、相生の矢野小学校へ行きました。

「租税教室」は、6年生を対象とした税金に関する授業です。学校を建てるのにお金がいくらかかるか、先生の給料はどのぐらいか、といった話から、そのお金はすべて税金であるという話をしたり、実際の1億円と同じ重さのジュラルミンケースを持ってみる。というようなことを通して、お金の価値や税金で賄われているものの大切さを身近に感じられる授業をしました。

これからも、色々な学校で授業をさせていただくと思います。

教育長 : 全国の各税務署管内に租税教育推進協議会が設けられており、学校教育の指導要領の中でも、税金に関する勉強は必須となっています。この租税教育推進協議会を中心として、税に関するポスターや書道などの作品を学校へ募集することで税金の啓発活動が行われています。その一環として、「租税教室」があり、講師として小西委員が派遣され、授業を行っていた

できました。ありがとうございました。

教育長 : それでは、経過報告全体にわたって、何か質問等がありますか。

ないようであれば、経過報告を了承願います。

教育長 : 議事に入ります。

議事に先立ちまして、相生市教育委員会会議規則第5条の規定により、議案の公開又は非公開の決定を行います。

(1) 報告事項 ウ 報告第33号については、同規則 第5条第1項第3号「社会教育関係法規に定める委員及び重要な諮問委員会の委員の委嘱に関する事件」に該当すると考えられますので、非公開としてよろしいでしょうか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : それでは、報告33号を非公開と決定いたします。

教育長 : それでは、(1) 報告事項 ア 報告第31号「相生市教育委員会だよりの発行」について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 / 教育委員会だより (かがやく相生第27号) の発行について説明

教育長 : 説明は終わりましたが、本件について何かご質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。それでは、本件については報告を了承いただけたものといたします。

教育長 : 続きまして、イ 報告第32号「相生市児童等に関する重大事態調査委員会への諮問について」事務局より説明をお願いします。

学校教育課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 / 相生市児童等に関する重大事態調査委員会条例第2条第2号の規定に基づき、令和5年3月10日に発生した相生市立中学校の生徒自死事案について、令和5年6月1日に「相生市児童等に関する重大事態調査委員会」に諮問したことを報告

教育長 : 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

質疑はないようですので、本件については報告を了承いただけたもの  
いたします。

教育長 : 続きまして、ウ 報告第 33 号「相生市児童等に関する重大事態調査委員  
会委員の委嘱について」事務局より説明をお願いします。

#### 【非公開事件】

教育長 : 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

質疑はないようですので、本件については報告を了承いただけたもの  
いたします。

教育長 : 提出議案その 2 をお願いします。

(1) 議決事項 ア 議第 15 号「令和 6 年度使用小・中学校教科用図書の  
採択について」説明をお願いします。

学校教育課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 / 令和 6 年度に使用する小中学校の教科用図書の採択についてその経  
緯等について概要説明

教育長 : 説明は終わりましたが、本件について、何かご質問等がありますか。

教育長 : 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、教科用図書の  
採択に関する権限は、それぞれの教育委員会にあると定められていますが、教科書採  
択の手続きについては、どこで規定されていますか。

学校教育課長 : 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和 38 年法律  
第 182 号)に規定されております。

教育長 : これにより、昭和 38 年から教科書は無償となっています。

教育長 : ほかに質疑等はございませんか。

なければ、議第 15 号について原案どおり可決とさせていただきます。

教育長 : 続きましてイ 議第16号「令和6年度使用小・中学校教科用図書（一般図書）の採択について」説明をお願いします。

学校教育課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 / 特別支援学級の教科用図書（一般図書）の令和6年度に使用する小中学校の教科用図書の採択についてその経緯等について概要説明

教育長 : 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

なければ、議第16号について原案どおり可決とさせていただきます。

教育長 : 議案書戻りまして、(3) その他に移ります。

ア「令和5年6月分学校事故発生状況報告」、イ「令和5年6月分不登校等の状況報告」、ウ「小中学校におけるいじめの現状報告」をまとめて報告願います。

#### 【非公開事件】

教育長 : 次に、エ 令和5年8月分行事予定報告 をお願いします。

#### 【非公開事件】

教育長 : それでは、オ「その他」に移ります。事務局何かありますか。

生涯学習担当参事 : 相生市立図書館についてご報告します。「神戸新聞NEXT」と記載のある資料をご覧ください。

7月26日(水)午後4時過ぎ、相生市立図書館2階女性用トイレに正当な理由もないのに侵入した疑いで相生市内在住の18歳男子高校生が逮捕されています。紙面の報道にありますように、女性用トイレから出てくる少年を図書館スタッフが発見しその場で確保。警察へ通報しました。高校生は、相生署の調べに対し容疑を認めているようです。報道の情報が全てであり、26日17時過ぎに図書館より報告を受けました。

生涯学習課としては、本日16時に私と図書館長が相生警察署生活安全課へ伺い、このような事件を未然に防ぐ対応策などをご相談し、今後の抑止に努めて参ります。以上です。

教育長 : 再発防止策について、警察に専門的なご意見をお伺いして、対応したいと考えております。

ほかにありますか。

体育振興課長： 体育振興課より、市民体育館バリアフリー化改修工事に係る工程等についてご報告します。配布しましたA3の図面をご覧ください。

まず、施工事業者はテラモトコンストラクション株式会社に決定しております。

この図面の下側が市役所となります。左上あたり「増築建物」と記載されている部分が新しくエレベーターを設置する場所となります。その左下に「工事中仮出入口」とありますが、この場所には現在はめ殺しの窓があり、こちらの場所に工事期間中の利用者用の「仮出入口」を設置します。

この「工事中仮出入口」の工事を8月中旬までに完了し、その後正面玄関前に工事作業エリアの「仮囲い」を設置します。「仮囲い」設置後は、正面玄関は閉鎖、「仮出入口」からの出入りとなります。

図面では、緑色線が「仮囲い」を表し、このエリア内に現場事務所、工事車両駐車場などを設置します。その下の駐車場は工事作業エリア外ですが、工事車両の駐車のため「駐車不可」とします。

今回の工事による、正面玄関閉鎖、仮出入口、駐車場一部使用禁止については、使用団体へ周知するとともに、館内への掲示、ホームページ及び広報紙へ掲載し、周知をします。

また、工事期間中は、事業者と定期的に打合せを行うこととしており、利用者が安全・安心に利用できるように努めてまいります。

以上で体育振興課のご報告を終わります。

教育長： よろしいでしょうか。事務局ほかにありますか。

管理課長： (配布資料の確認)

教育長： よろしいでしょうか。ほかにありますか。

この際、委員の皆様から何かありましたら、お願いいたします。

特にないようであれば、令和5年第9回教育委員会定例会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

14:50 終了